



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第39回

国際仲裁の手續

(国際仲裁の具体的な手續の流れに沿って実務上の留意点を解説)

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 多田 慎 / 弁護士 細川 慈子

今回は、国際取引における紛争解決手段として広く利用されている国際仲裁に関して、日本企業が当事者として関与する場面を想定し、仲裁手續申立てから仲裁判断の執行にいたるまでの仲裁手續の具体的な流れに沿って、各段階での実務上の留意点や戦略、近時の仲裁実務の傾向なども交えながら解説します。

日 時：2018年4月26日(木) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/180426s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。



プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。

※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。
※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 多田 慎(ただしん)

2006年東京大学卒業、2008年慶應義塾大学法科大学院卒業、2009年弁護士登録。2015年Columbia University School of Law卒業、2016年米国NY州弁護士登録。英系法律事務所(ロンドンオフィス・ドバイオフィス)への出向、ICC国際仲裁裁判所事務局(香港)で勤務した経験を踏まえて、国際的紛争解決(仲裁・調停・訴訟)、国際取引、コンプライアンスを中心に国際企業法務を広く取り扱う。
国際仲裁に関する最近の著作として、「中国の人民法院が無効と判断した仲裁条項が有効であることを前提に出されたICC仲裁判断について、泰州市中級人民法院が中国本土・香港間仲裁判断相互執行協定に基づく承認・執行を拒絶した事例」(JCAジャーナル2017年7月号)、「2017年ICC仲裁規則の改訂とその意義」(国際商事法務2017年4月号)等。

弁護士 細川 慈子(ほそかわ あいこ)

2008年東京大学卒業、2010年東京大学法科大学院卒業、2011年弁護士登録。2017年University of California, Berkeley, School of Law卒業、同年International Academy for Arbitration Law, Paris修了。ドイツの大手法律事務所の国際仲裁プラクティスグループへの出向を経て、2018年4月に大江橋法律事務所復帰予定。国際的紛争解決(仲裁・訴訟)、国際取引を中心に国際企業法務を広く取り扱った経験を有する。
国際仲裁に関する最近の著作として、「国際仲裁入門ー比較法的視点からー」(JCAジャーナル2018年1月号・2月号)。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI274_201803_FD